

第9回これからの地域福祉のあり方に関する研究会議事録

開催日：平成20年2月27日（水）

場 所：全国社会福祉協議会会議室

○大橋座長

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第9回のこれからの地域福祉のあり方に関する研究会を始めさせていただきます。

年度末のお忙しいところを皆様にはお集まりいただきましてありがとうございます。まず事務局の方から、今日の出席の状況の確認をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○事務局

本日は今田委員、金井委員、木原委員、和田委員が所用により欠席です。

○大橋座長

今日は年度末ということもあって欠席が多いのですが、どうぞよろしくお願い致します。それでは前回皆様方から報告書の構成案についていろいろご意見をいただきました。短時間ではございましたが、その意見を踏まえて事務局で今回研究取りまとめ素案を確定いただきました。今日はその報告書作成に向けて取りまとめの素案についてご論議をいただきたいと思っております。

それではまず最初に中村局長からご挨拶をいただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○中村局長

委員の方には年度末のお忙しいところを集まっていたいただきまして本当にありがとうございます。いよいよ取りまとめということで、これまでのこの研究会での議論を踏まえまして、前回の構成案を土台にして作成してみましたので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。また、次回までに時間がありますので、今日出たご意見などを踏まえ、さらに良いものにしてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○大橋座長

ありがとうございました。それでは事務局から取りまとめの素案の説明を中村企画官からお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○中村企画官

では資料1と資料2に沿ってご説明をさせていただきます。まず資料1でございますが、本日お示しをいたします素案の骨格をまとめてございます。大きく三つの部分、一つが現状認識と課題設定、それを受けまして、地域福祉の意義と役割、さらにそれを受けまして、そういった地域福祉を推進するために必要な条件というこ

とで、それぞれの項目をまとめてございます。最後に留意すべき事項を何点か掲げてございます。

そういったことがある程度方向性が本日ご議論いただきましたら、今度は既存施策の見直しというものをつくってまいりたいと思いますが、今日のところは個別の既存設備のお話につきましては、この素案の中には入っておりません。それでは資料2でございますが、これが研究会取りまとめ（素案）でございます。このタイトルにつきましてもご議論をいただければと存じます。少し長いのですが、確認の意味も含めまして読み上げさせていただきたいと存じます。（資料読み上げ）

○大橋座長

ありがとうございます。前回の研究会から時間があまりない中で、大変丁寧にわかりやすく書いていただきました。前回、榊原委員からできるだけカタカナを使わずにわかりやすくと言っていたのですが、各委員から出た考え考え方を相当盛り込んでいただいて、易しくなっているかなと思っております。施策化の方向の部分については、まだ具体的には書いてないのですが、今後取り組む考え方がかなり整理されているなということを感じております。

さて、それでは自由にご論議をいただきたいと思いますのですが、多分今日一回で終わりませんので、木原委員が提出いただいた資料もございしますが、こういう形であっても結構ですし、メールでも結構ですが、事務局の方にいろんな形でご意見をいただければと思っております。したがって今日の中で全部が全部集約した論議ができなくても、そういう形でご意見をいただいて、今後これをもっと練り上げていきたいと思っております。

最終的には今日皆様にお諮りしますし、次回にも最終的に決めたいと思っておりますが、研究会の報告書のタイトルを、国民の方々に関心をもってもらえるようなパンチの利いたわかりやすいタイトルにというふうなことがありますので、お考えいただければありがたいというふうに思います。

それでは順次柱に即してご意見をいただきたいと思いますのですが、検討の経緯はよろしいかなと思っておりますが、2の今地域福祉を議論することの意味ということで、こういう点がどうだろうかということがあればいただきたいと思います。

○佐藤委員

中側の方はよく書いていただいているのですが、一番最初のところを読んだところのイメージとして、地域福祉は住民が主体的にやるということであるというだけに、住民の側から見た時にひじょうに重たいイメージがある。制度からこぼれるような課題やいろんなことが出てきて、それに対応していかないといけないということであると、ひじょうに重たいイメージがする。

議論の中でも出てきていましたが、QOLの高い生活を維持していくために、制度サービスが整ってくる中で、より豊かに生活できるようにするというようなことでの地域福祉の機能も出てきていますし、例えば10ページの一番上のところなどをみると、そういう記述が具体的に出てきているわけですね。尊厳を支えるような生活を継続していくためには、地域の中で社会関係があつたり、自己実現ができた

りというようなことが記述の中に出てきてますから、できれば最初のここの部分でも少しそういうことを引っ張っていただいて、もう少し明るい部分の打ち出しができる方が住民の皆さんが読まれる時のイメージとしては、ひじょうに初めからグッと重たくかかってくるというイメージがないのかなというのが一つです。

それと一番最後のところの部分で共助ということを出して行くわけですが、それが今までと同じように自助と公助、それと真ん中にある共助、その共助をどうしようかという議論ではなくて、公助を含むような新しい公というような言葉が議論の中でも出ていたと思うんですよ。そういう言葉を使って、もう少し幅広くとらえる、何か新しいものをつくり出すというイメージの打ち出しができないでしょうか。

当然その中で言うと、その公助の中にも住民がかかわるわけですから、例えば介護保険料を上げたり、税金をこれ以上払えないけれども、自分たちでいろんな活動をする中で具体的に地域社会をつくるという貢献の仕方と考えていこうということも考え方としてはあるわけで、そういう意味では公助の部分にも少し住民の皆さんも責任をもってかかわっていくということで、公助も含んだ新しい公みたいな共助を打ち出しができないのだろうか、というのがもう一点です。

それからこの中で地域福祉がシステムというふうに出てくるのですが、これまでの議論でいいますと、地域福祉というのは一つの考え方で、それを推進するためのシステムをここで考えるという議論ではなかったかと思うので、話の筋としてそういうふうな書きぶりにご訂正をいただけないかということ、以上3点ございます。

○大橋座長

今のご意見は、また事務局で検討いただきますが、最初の部分は社会福祉の歴史的な流れみたいなことでしょうか。農業社会を中心にした時には「相身互い」とか「お互いさま」とかというふうな相互扶助があったけれど、それが産業構造が変わる中で公助の部分がひじょうに強く出てこざるをえなかった。それで頑張ってくれたけど、それだけではないので、もう一度新しい「お互いさま」をつくっていきましょうというようなことを入れて、何か今こういう公助だけではうまくいかないところが出てきたというぐらいならいいんでしょうか。あまりこの文章が、そもそもから始まっちゃうと大変な感じもするので。

○佐藤委員

せっかく公的なサービス提供の水準も上がっていて、そのQOL、生活の質みたいなところへ言及できるようになってきたということだと思っただけですね。そこを保障していくためには地域福祉という考え方が必要だというようなことが書き加えられないかということなんです。

○大橋座長

なるほど、救貧的な対策だけじゃなくて、もっと積極的に新しい社会づくりですかね。新しい社会哲学、QOL、そういうものをしていくためには、従来の「お互いさま」に戻るのではなくて、より高度な何からせん状に発展したようなものを

考える時期にもきているということですかね。だから行政のしりぬぐいだとか、そういうことをするのではないよということを強く出す、そういうことでよろしいですか。

○佐藤委員

はい。

○清原委員

今のご発言に触発されて二つのことについて申し上げます。最初のご提案のように、私は、今地域福祉を議論することの意味を考える時には、目の前にある課題というものがあって、その解決のあり方として、「これからの地域福祉」という切り口を入れることによって広がる可能性というものを、ポジティブに私たちは議論してきたように思います。

それで今大橋座長が上手に言っていただいたように、「過去の地域社会のあり方に戻る」というのではなくて、むしろそれを基礎にしつつ、「新たな可能性」を含めて「らせん的に発展していく」あり方についてこれまで検討してきたように思います。そのようなことの例えば一つの象徴が、11ページの4の「住民が主体となり参加する場」のところで、例えば「住民による地域福祉活動は活動を通じて社会貢献ができ、自己実現ができる場でもある」という、「自己実現」というキーワードが何度か出てくるところにあります。地域福祉活動が、決して何か困っている対象者に対してお世話をするとか、そういうことだけではなくて、むしろそのことの中で人々が生かされるという、そういう前向きな点を象徴した書きぶりが随所にありますので、それに適格的ではない表現を改めて、「今地域福祉を検討する意義」の中に一点入れていただければということについては同じ意見です。

もう一つ同じ意見は、「新たな公」、あるいは「新しい公」という表現をしてくださった点です。実は私が関わりました、国土交通省の国土審議会なんですが、新たな「国土形成計画」というのをまとめる時に、国土をどのようにつくっていくかという時の一つの進め方の中に、「新たな公」という概念が、明確に今回入りました。

その趣旨は、これは他の省のことで恐縮ですが、やはり国土の基盤となる地域社会というものを形成していく時には、もちろん各地域で、その広さは市町村単位であれ、都道府県単位であれ、さらに広域であれ、望ましい景観であれ、まちづくりであれ、それらを考えていく担い手は住民であり、そうしたものをより公益性、公共性のあるものとしてまとめていく時には、NPO等の担い手も重要な存在であるということの重視です。そこで、もし社会福祉でいうならば社会福祉法人あるいは医療法人等も入ってくると思うのですが、そうしたものが目標を「公のもの」として掲げた時に、もっと協働できる仕組みというのがあり得るはずだというようなことで、前向きに、初めてだと思いますが、全国の国土形成計画の中で「新たな公」という章が明確に入りました。

私はそういうことはこの地域福祉の世界ではごくごく一般的なことなので、むしろ、改めては書かなかったのかもしれないというふうな思いもあります。私が他の省のことを申し上げたので恐縮ですが、今まで現実的に進めてきたのは福祉の領域

だと思しますので、そうしたような方向性を示すことによって、単に行政ができない部分を埋め合わせだけではなくて、むしろ「新たな公」のあり方を切り拓き、充実していく取り組みに従来の「共助」といったところが生かされるのではないかなというような、光が差すのではないかなというふうに思いました。

今後他の章の検討の時に私も申し上げたいと思っておりますのは、これからの地域福祉を考える時には、厚生労働省所管の部分だけではなくて、他のところとの連携とか、他の所管と思われる活動をされている市民の方との協働も意義あるものになってくると思います。ぜひ私も「新しい公」か「新たな公」か、その公というところの新たな視点を最初に入れておいていただくと、あとの章との整合性がより出るかなと、賛成の意見を二つ申し上げました。ありがとうございました。

○大橋座長

そうですね。この地域福祉を議論することの意味は、それはそれで大事にしながら、もっと積極的に 21 世紀の新しい社会システムの考え方とか、新しい社会のあり方に関する哲学だとか、それを一人一人を大事にして、その人たちの自己実現を生かして協働していく、第三の道的な考え方をもう少し強く出せという、こういうお二人の意見ですね。検討させていただきます。他にはいかがでしょうか。

○長谷川委員

内容的にはひじょうにすばらしい語句が並べられておりますので、結構なことだと思うのですが、地域福祉をより進めていく上においては、これからの次世代ということを考えますと、今は少子高齢化社会の中であって、次の世代に対していかにつないでいくのか、それは子供たちの食育であり福祉教育にかかってくるのではないのかなというように気がいたしておりますが、そうした中でもって、前にも私は申し上げたかと思うのですが、地域福祉計画それぞれの地域でもって、市町村でもってつくられている中でもって、健康づくりがこれからは大切な重要な課題になってきていると思いますので、地域の中でそうした地域づくり、また地域ぐるみでもって健康づくりに対する風土づくりといいますか、そういうことも一つご提言をしていただければ、ここの中でもってご提言をしていただければひじょうにありがたいなという思いがいたします。

○大橋座長

話が後の方にも入ってしまいますが、確かに地域福祉を推進する担い手の住民というものをかなり想定して書き込んでありますが、どこかに子供たちもこれからの地域福祉の担い手になっていくという、そういう視点で大人との交流も含めて、今、福祉教育という言葉が使われましたが、そういうことも必要かもしれませんね。地域を愛することができる子供でしょうかね。

○三本松委員

1 ページの 2 の二つ目の○あたりのところなのですが、全体の言葉遣いの問題にもなっていくと思うのですが、例えばここで制度の外にあるものとか、制度の谷間

にあるものという表現があるのですが、この辺が具体的に何を指すのかというところが、後ろの方を見ていっても、今までのこの研究会での議論もどうしても高齢者のところが中心になりがちだったということで、もう少し制度の外にあるものというところも、例えば制度では拾えないという言葉が後ろの方であったかと思えますし、制度化されていないとか、あるいは制度の谷間でニーズを抱える人々とか、もう少し何か具体的なイメージができるような表現にしていっていただけたらどうかなというふうに思っています

○小林委員

全体の構成に関し、今回お示しいただいた資料1の素案の骨格のIの部分に三つのボックスがありますが、黄色の部分が地域の課題ということですね。その上の社会の変化のボックスと、下の方の福祉・医療政策の施策というのは、「外生変数」として外から地域に影響が及ぶように書かれています。それに対して地域の方は「内生変数」として、内部に問題が起きるというように整理されていると思います。

そう考えますと、最初の社会の変化のところは、これは人口が中心になっており、このところに費用が入ってくるというのはちょっと違うのではないかと思います。人口、世帯、企業、それから次の地域の変化、これは都市と農村みたいな区分けになっているのですが、ちょっとオーバーラップになっているような気がします。

3の地域の課題が、今の左側の薄い黄色で色を塗っていただいたところになると思うのですが、これの部分は、地域における多様な福祉課題、地域移行、住民の自己実現ニーズ、地域福祉の課題、となっており、ちょっと構成がわかりにくい。地域における生活課題と、地域そのものの課題というのは違うことではないかと思います。また、ここに自己実現を入れるのは意味があると思うのですが、この辺の整理の仕方に何かイメージがあってもいいかなと思います。これらの課題が、IIのところでもどのように受けとめられるかという前提になりますので、その辺の関連がもう少しわかりやすくなるとよいと思います。

○大橋座長

ありがとうございました。とりあえずは1ページ2ページぐらいのところはよろしゅうございませうか。それでは3ページ以降、今出ましたIIの現状認識と課題設定のところについては、ご意見はいかがでしょうか。

○河西委員

前回もお話がありましたように、これのまとめた報告書をどこに、誰にというお話がありました。国民にということになりますと、実は私はずっと勉強させていただきましてある程度はわかるのですが、地域の住民が読んだ時に、果たして何をやるのだろうか、具体的なものの表示は全然ないなというふうな印象が強くなります。

これを提言する場合には、おそらく都道府県の行政、あるいは市町村の行政に向けてという狙いではないかなと伺えます。そして行政から私どもの地域に降りてくる時には、どうコーディネートしていくか、行政のコーディネート次第によってはこ

の提言がひじょうに生きてくるかなというふうに思うのですが、そうした具体的なところまで踏み込んだ提言をしていくのかどうかというものを聞きしてみたい。実はそのことを期待しながら出席させていただいているのですが。

○大橋座長

どういうふうにお答えしたらいいのか、一つは具体的な施策ということをごまかで書き込むかということについては、当然厚生労働省全体で考えないといけませんし、事柄によっては他の省庁とのすり合わせということもあるわけですので、私はそんなに具体的な施策の中身をここで書き込むことはそう単純ではないと思います。冒頭の方に多分検討会の報告があって、必要があれば社会保障審議会にかけて、また、なおかつ必要があれば法律改正なども視野に入れながら検討していかなければならないという話があったと思いますが、そういう意味ではこの検討会はやや抽象的すぎるかもしれませんが、これからの社会福祉のあり方みたいなものをきちんとやっぱり踏まえて方向づけていくということになるのでしょうか。

そういう意味では従来の救貧的な制度の拡充ということの限界が出てきていて、新しい社会システムづくりなり、新しい考え方が必要なんだということを少し国民にPRしたい、そのことも踏まえて既存の政策を見直しをするとすれば、どういふことがあるのかということで、少し出てくるだろうと、こういうふうに思うんですが、ですからここで何か華々しくこういうシステムで全面的に展開するぞというふうにはちょっとなりづらい部分が私はあるのかなというふうな、個人的には思っておりますが、それはまた後ほど局長に少しお話をいただくことにしたいと思います。とりあえずそんなところでよろしゅうございましょうか。

考え方としては、多分そういうニュアンスで書いていただいている、したがってあちこちに施策の見直しだとか、これから社会をつくる時の考え方がとか、そういうものが相当散りばめられて書かれているなというふうに私などは読んでいるのですが、それは社会福祉関係者だからそういうふうにするのか、一般人が見たら何を言ってるかわからないとなるのか、この辺は榊原委員なり自治会の関係者がどうみるのかということも絡めてご意見をいただければと思っております。

○中村局長

今、私も大橋座長がおっしゃっていることと同じように考えているのですが、例えば具体的に考えますと、この報告書を受けて、例えば民生委員の制度というものは、じゃあ今こういうことで地域福祉を考えてやっていく場合に民生委員の役割というのは今まででよいのかどうかということ、この物差しで今度は民生委員のことについて考える。その時に、今、市町村の方々に民生委員を推薦していただいておりますが、推薦する方式としてじゃあ今の方式でいいのか、それから市によっては市長さんが任命されている福祉委員がありますが、それと民生委員との関係はどうするのかとか、そういうのを、この報告書ができたなら物差しができるので、その物差しにしたがって制度の見直しを考えていかななくてはならない。

そうなりますとそれは民生委員児童委員協議会の方々とも密接にご相談しなければならぬと思っておりますし、民生委員制度について知事ともご相談するし、市町村

長さんともご相談する、一つ一つの制度見直しをしていくということになりますと、民生委員はそうするという意味ではなくて、今度は関係の方々と突っ込んだ制度見直しの議論をしなければなりませんので、それが第二弾として出てくると思います。今やっけていただいているのは、その物差しづくりをしていただいているのかなと思っています。

中にも出ていましたが、市町村が中心で、市町村に頑張っていたかなければならないと言っておりますが、例えば市町村で総合相談窓口を一本化していただくと簡単に書いてありますが、厚生労働省の法律では介護保険では地域包括支援センター、それから障害者自立支援法では相談支援事業をなささいとか、いろんな法律ではその法律しかないかのように規定があるわけです。これを一本化しやすくすることは実はなかなか大変なことで、それをこの中では国はそういうこともちゃんと考えなさいと書いてありますので、例えば 17 ページに「国においても、市町村で柔軟な対応が可能となるよう、施策の設計や実施にあたっての配慮が求められる」となっていますが、これはやろうとするとえらい大騒ぎになる、大変なんです。

だけどそこをやらないとやったことにならないわけですが、まずそういうやらなければだめなんだよということをここでまとめているつもりでございます。まだそういう意味ではわかりにくいとか、ああそういうふうになっているのかという点がわかりにくいようであれば、もう少しわかりやすく書く努力はする必要があるかと思っております。したがってまず抽象的な感じも確かにするかもしれませんが、これでいわば方向性と考える枠組みをつくっていただいて、その枠組みをつくったら、その枠組みにそって総施策の点検がされる、こういう考え方でございます。

○大橋座長

いかがですか。

○榊原委員

大変わかりやすくスッと読めるように修正していただいております。ありがとうございました。サーッと読めて、おかげさまでもう一回頭が整理できたような気がします。特に最初の方はとてもよくすっきり整理していただいております。

これまでやってきた福祉の中での取り組みというところで、地域社会の変化について、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等々書いてくださっているのですが、これを見て改めて気がつくのは、高齢者福祉のところは相当頑張ってきた、障害者福祉もまあとりあえずまず手はつけてある、児童福祉は3行というところだと思うんです。

これからの地域の取り組みを考える時に、やはりかつてもっていた地域の機能から抜け落ちてしまったうちの大きな一つが子供たちの育ちの支援、昔の言葉で言うと後継者の育成、集落であり、村であり、商店街の跡継ぎの育成のところを当然のようにみんなやってきたところが今ゴツソリ落ちている、そのところが全く足りないということも、もう少し明示的に書いていいのかなと思います。

これまでやってきたところの整理をしていただいているところはこれでいいと思うのですが、それで読めば大体わかると思うんですね。児童福祉がほとんど手が

ついていないということが。これからの福祉策の方向性または地域の課題の中で、やはり漏れているというところをきっちり書いていきたいなというふうに思います。

具体的には、例えば6ページの下の方に、フォーマルサービスだけでは対応できない生活課題というようにあげていただいている中であげられているものをみると、主に高齢者への目線が多いような気がするのですね。これは当然な課題としてあることなので、何ら否定するものではないのですが、それ以外に例えば子育てノイローゼとか、育児ノイローゼとか子育て不安といったものはひじょうに日本的な現象と言われている、そういったものも地域の中で起きているとか、あとはもうちょっと大きくなった若者たちの居場所がない、中高生以上の若者たちが居場所がなく、コンビニの前でたむろしてしまっている状況というのも地域で起きている一つの課題、団地の公園で集まってワイワイやっていると言われていると騒音だ迷惑だと言われてしまうような状況があるという、居場所のなさも一つだと思いますし、また家族の中で頑張り支えあっているんだけど、中で起きているひきこもりであるとか、最近はそのさらに殺傷ざたにまでなっているような事件も起きているというような家庭内での問題、ああいったものも生活課題と言えるのかどうか、ちょっと難しいのですが、子供たちを自立させ、地域の支え手にもなっていってもらわなければいけない存在であるのに、その前段のところでもつまづいている問題として拾っていない課題ではないかなと思います。

また、浮き彫りになっている生活課題ではないのですが、今の地域で明らかになっているのが、働き盛りの世代の不在という問題もあると思うんですね。寝るためには帰ってくるんだけど、日中は、とりわけ男性はもぬけの殻、そして今、共働き世帯が全世帯の半数以上になっているというぐらい、女性もそういった形で労働市場にとられていて、またなかなか拘束時間が長くて帰ってこれないという、働き盛り世代が地域からごっそりいなくなっていて脱け殻になっているというところから、例えばお祭りの継承も難しかったり、PTAのやりくりが四苦八苦していたりというようなことも起きているというようなことへの指摘も何らかに入れていきたいなと思います。

まとめて言いますと、命の再生産をその地域の中でもきちっとやっていかないと、書かれているような高齢者や障害者やというようなニーズのある人たちへの支え合いということも当然できていけない、そのところもその地域として命の再生産、若者たちがきちっと育っていくような、そういった支えの機能ももつ必要があるというところも入れたいなと思います。

○大橋座長

ありがとうございました。できるだけこの検討会の中で出された意見をかなり忠実に踏まえながら書いていったがために、逆に言うと検討会でやっぱり子育てとか、そういう部分が我々の中にも地域福祉と言ってる割にはやや十分ではなかった、先ほど長谷川委員が言われたのも同じようなことですが、あったということだと思います。

今の5ページのところは、例えば、児童虐待防止法もできていますし、児童福祉

法の改正で市町村の相談機能も出てまいりましたので、そういう制度改革の動向も少し始まっているぐらいのことは書き込めるかなと思いますし、それからこれからの課題としては、今出ましたが、命の再生産という言葉を使わせていただくか、あるいは子育て文化の世代間継承の断絶みたいなことにした方がいいのか、それはまた改めて相談させていただきますが、いずれにしても地域で子育てをしていく機能がうまく再生産できていないというところはすごく大きな問題として考えないといけない、それは多分地域の課題に入ってくるんだと思いますが、6ページで書くとか、あるいはどうしても子育てと言うと保育所になっちゃうんですね。今日の新聞でもそうですが、でも子育ての在宅福祉サービス、例えば核家族の産後ケアだとか、そういうような問題も結構大事な問題があるのではないだろうかと思うので、そこは少し書き加えさせていただきたいと思います。

それから地域で子供を育てるというのは、今文部科学省が随分学校支援地域対策本部をつくったりしていて、地域教育みたいなことを考えているので、その辺をどういう形で入れられるかというのは、他の省庁のことで難しいかもしれませんが、少し検討したいと思います。もっと言えば村を捨てる学力だったのか、村を育てる学力だったのかという論争がありますが、まさに地域のアイデンティティをもてるような、地域に居場所のあるような子育て文化をどうつくるかというか、施策をどうつくるかというのは大きな課題としては出しておいた方がいいかもしれません。

○清原委員

またカタカナ語を提案してしまうので、ちょっと気おくれしながらなんですが、昨年の後半ぐらいから、いわゆる労使ともに「ワークライフバランス」というキーワードを掲げられていて、国でも「ワークライフバランスの憲章」というのがつくられ、それを実施していくための推進の方策というものが労使双方で検討されています。つまり、使用者側というか、経営者側も、それから働く側もともに、働く時間と、そして暮らす時間のバランス、あるいはそこに価値をおき、意義をおくという「暮らし方」そのものの変革を求めるような気運が出てきています。

今、榊原委員がおっしゃいましたのは、次世代を担う子どもたちの命の再生産の場である地域社会であるだけではなくて、それを育ててきた世代も、また今現在育てている世代も、地域社会という中でいかにそれぞれの命が生かされ、人権が尊重され、そして充実した人生を送っていただくかという、大げさに言えばそれぞれの人生の舞台が地域社会の中にも位置づけられるということで、決して職業の場である企業だとか、あるいは様々な生業の場所だけではないということがこれからの地域福祉を考えていく時に重要な眼差しではなかったかなと思います。

それは皆様がそれぞれの現実社会の中で果たされている役割の中から、委員の皆様がおっしゃっていたことを総合すれば、決して何らかの問題があり、あるいは生活課題に直面している層だけに目配りをするのではなくて、そうした層が生きている地域社会の中で、今現実課題としては生活課題に直面しているわけではない人々が、よりよく生かされるために、活躍の場所というものを社会の中でより幅広く用意していくべき方向性がこれまで議論されてきたと思うんですね。

そこで、「ワークライフバランス」がこの研究会のキーワードの一つとして位置

づけられるのが、今の段階で望ましいかどうかは別として、やはりいわゆる職業、働く場所との調和を保つためにも、地域という場所がもう少し顕在化していくべきであるというようなことだと思います。そこで、今補強していただいた児童福祉の面もありますが、もし必要であれば、その労働時間の問題が補足的に説明されることによって、地域における重みの強化というか、均衡が保たればありがたいなと思いました。

それから次の点で一言だけ発言しますが、「現状認識と課題設定」が整理されると、必ずその課題についての何らかの解決が、3の「地域福祉の意義と役割」や、あるいは「推進するための条件」の中で整合していなければいけないというような意識が働いてしまうと思うのですが、私は現在のところでは、「現状認識と課題設定」の中で整理されているもののすべてに逐一、この後半でこういう対応ができませんということが書かれていないにしても、後半で地域福祉の中にいわゆる「新しい公」とか「共助」のところが強化されることによって、解決の方向性が示される、というような書き方でよろしいかなとも思っています。この「現状認識と課題設定」のところに、きめ細かい目配りをしすぎて漏れがないかどうかということにはあまり緊張して臨まなくてもいいのではないかなというような思いもあります。以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。榊原委員と清原委員が言われたことは、7ページの地域における活動を通じた住民の自己実現ニーズの高まりのところで、ワークライフバランスみたいところを少し工夫ができれば、そういうようなことで考えられると思います。他にはどうでしょうか。

○佐藤委員

今の地域の中の課題の中で、一連いろいろ書いてあるのですが、その根底に新しい貧困と言われるような低所得の問題があるということです。少し表現としてはそれを出しておいて、それが地域で本当に解決できるかどうかという今の話にもつながりますが、後ろの方で多分両者の役割という中では、そのあたりの生活基盤整備をきちっとやるという記述を入れていただくということで、貧困の問題は入れていただく方がいいというふうに思いました。

○大橋座長

それは多分ある意味では全国一律同じようということではないけれど、地域特性によっては、地域の中で低所得の方々がかかなり大きな問題になっていることは事実でしょうから、それは何か工夫をしておく必要があると思いますね。

○三本松委員

榊原委員、清原委員のご発言ともかかわると思うのですが、3ページの地域社会の変化のところで、この間もご指摘があったのですが、産業化・都市化の中でという、ここの産業化・都市化というのはやっぱりちょっと前の時代という感じがします。例えば高度成長期におけるというようなことを入れた上で、さらに成熟社

会を迎える中でという、この辺が今のワークライフバランスとかいろんな議論とかかわって、移動性とか流動性が今日高まっている中で生じてきている問題だということなどを少し補ったらどうかなというように思いました。

それから4ページのところでコミュニティという言葉が出てくるのですが、この報告書の中でコミュニティとか地域社会という言葉を使い分けていくのかどうかということですね。ここのコミュニティなんかは、あるいはもう少し開いた言葉で支え合う関係とかネットワークとかというふうに言っても、ここは通じるようなところじゃないかなというふうに感じまして、あとの12ページのところでコミュニティの再生という言葉も出てくるので、少しコミュニティ、地域社会の言葉遣いの整理をした方がいいのではないかと思います。

それから6ページ7ページにかけての3の地域の課題のところ、6ページの最初の○のところ、フォーマルサービスだけでは対応できない生活課題とかという、この認識のところ、前回お話が出ていた情報という問題のこともここで触れたらどうかなというふうに思うのですが、情報提供とか保障が不十分なことによって不利益を生じているような人たちがいるんだというようなことです。

それから7ページで、3のところに入るのかもしれないのですが、少しちょっと質の違ったものとして、これもさらに議論が必要かもしれませんが、例えば地域での生活者として認知を得にくい人たち、具体的に言うとホームレスの人はどうなのかとか、ネットカフェ難民という言葉も今ありますが、それから外国人労働者なども、地域の住民というふうに果たして見ているのか、この地域福祉を考えるとといった時に、そういう人たちの問題をどうするのかということもあるんじゃないかと思えます。以上です。

○大橋座長

情報提供の問題は、例えばコミュニケーション能力のインペアメントを抱えている人の問題と、それからいわゆる行政が一般的な形で情報提供しているんだけど、その情報をきちんと理解をして主体的に活用できる能力に十分でない人の問題とちょっと違いがあるのですよね。それから情報提供の仕方の問題もあるので、どれだけ書き込めるか難しいのですが、少し考えさせていただくことにいたしまして、コミュニティの方は確かにそうで、少し整理をするというところでしょうかね。それから社会福祉法の第4条の問題もあるのですが、地域社会で認知を得にくい人ということで、なかなか微妙な言葉ですよ。その辺をどうするかということですね。

○小林委員

さっきのことにつながるのですが、地域の課題の部分で、「地域における多様な福祉課題」と「地域福祉の課題」という項目立ては少し整理が必要かなという気がします。さっき申しましたように、地域全体の課題としては、安全、安心、防災のようなことを入れた方がいいんじゃないかと思えます。

○大橋座長

そうですね。安全安心の問題も随分出てまいりましたね。防災防犯ですね。それ